

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

子供未来局

（ 23 年度 ）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>Ⅲ外部監査の結果及び意見</p> <p>1-2-1 増員保育士助成について</p> <p>(4)実施した監査手続の結果</p> <p>①申請書類のチェック体制について（指 摘）</p> <p>若林区のA保育所では、2月の増員保育士の数を1人として申請書類を作成し仙台市に報告したが、区役所の担当者が書類チェックの段階で0人に修正したことで2月の増員保育士はなしとされ、2月の助成金の支給が取り消されていた。しかし、今回の監査で計算結果を検証したところ、増員保育士の数は当初の申請通り1名が正しく、2月の助成金の支給取消は誤りであることが分かった。</p> <p>仙台市は、早急に取り消された助成金を支給すべきである。また、今後このような誤りが生じないように、チェック体制を強化すべきである。</p>	<p>当該申請の内容を改めて精査したところ、指摘のとおり誤りがあったことを確認したため、助成金の追加支給を行った。</p> <p>担当課（各区家庭健康課）における審査が正しく行われるよう、これまで各月の増員保育士数を年度末にまとめて報告させていたものを、事務量の集中によるミスを防ぐため、平成25年4月から月ごとに報告させてチェックを行うよう改めた。</p> <p>また、申請書類の様式を改正し、非常勤保育士の勤務実績に基づき換算する常勤職員数の計算過程を表示させて、チェックを行い易くした。（平成25年4月1日改正）</p>